

6-2 消防設備士の業務独占の対象とならない消防用設備等の処理

令第36条の2の規定による消防設備士でなければ行ってはならない工事から除外されている消防用設備等の設置に係る工事について、計画段階において審査し、法令違反を未然に防ぐことにより、当該工事の完了後の改修に伴い発生する経済的負担を軽減するとともに、当該消防用設備等の使用開始当初から適法な状態を確保する必要がある。

については、この種の消防用設備等の取扱いを次によることとする。

1 非常警報設備

工事整備対象設備等着工届出書（規則別記様式第1号の7）に非常警報設備（放送設備、非常ベル）概要表（別添1）添付

2 漏電火災警報器

漏電火災警報器着工届出書（別添2）

3 誘導灯

誘導灯着工届出書（別添3）

4 その他

(1) 消防用設備等を設置しようとする者は、当該設置に係る工事に着手する日の10日前までに、消防長又は消防署長に届け出ること。

(2) 添付図書は、「6-1 各種届出等の処理」別表第3を参考にすること。

(3) 上記1～3の消防用設備等以外で、消防設備士でなければ行ってはならない工事から除外されている消防用設備等（消火器具、非常警報器具、誘導標識を除く。）の工事の計画については、工事整備対象設備等着工届出書（規則別記様式第1号の7）等を準用し提出することとし、その手続き等は上記(1)・(2)に準ずるものとする。

(4) 消防用設備等の工事の区分が、増設、移設又は取替えに該当し、別表に掲げる工事の範囲であり、かつ、次の要件を満たす場合は、届出を省略することができる。ただし、別表に掲げる工事の範囲以外の工事（補修、撤去を除く。）を同時に行う場合は、軽微な工事についても届出の省略はできない。

なお、届出を要しない場合であっても、設置届は必要であること。

ア 工事施工業者等で消防用設備等の知識を有するものは、軽微な工事を行う場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

イ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の6第3項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、立入検査時等に提示できるようにしておくこと。

別表

軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
動力消防ポンプ設備	該当なし	僅かな位置の変更	すべての構成部品
漏電火災警報器	音響装置	僅かな位置の変更	漏電受信機を除く。
非常警報設備（非常ベル・自動式サイレン）	発信機、ベル、サイレン、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	発信機、ベル、サイレン、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	すべての構成部品
非常警報設備（放送設備）	スピーカー → 5個以下で増幅器の取り替えを要しないものに限る。	スピーカー → 同一警戒区域で音量に支障がない場合に限る。	放送設備本体（電源部、操作部、増幅器）を除く。
避難器具	該当なし	① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。
誘導灯	すべて → 同一室内に限る。	僅かな位置の変更	すべて → 区分及び機能に変更がないものに限る。
排煙設備	① 防煙区画 → 排煙機及び給気機の能力に影響を及ぼさないものに限る。 ② 排煙口、給気口及び風道 → 排煙機及び給気機の能力に影響を及ぼさないものに限る。 ③ 手動起動装置 → 操作性に影響のない場合に限る。 ④ 自動起動装置 → 既設と同種類のもの	① 排煙口、給気口及び風道 → 排煙機及び給気機の能力に影響を及ぼさないものに限る。 ② 手動起動装置 → 同一防煙区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。 ③ 自動起動装置 → 同一防煙区画内に限る。	排煙機及び給気機を除く。
連結散水設備	ヘッド → 既設と同種類のもの → 送水区域の変更のない範囲 → 1の送水区域において5個以下で散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置の性能（吐出量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	ヘッド → 1の送水区域において5個以下で送水区域の変更のない範囲	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
連結送水管	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
非常コンセント設備	該当なし	該当なし	すべての構成部品
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除くすべての構成部品 → 方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないものに限る。

別添1

非常警報設備 (放送設備
非常ベル) 概要表

使用状況	専用設備		共用設備			
増巾器	型名	方式	電源	消費電力	出力	
		トランジスター真空管	AC V DC V	W	定格 (最大) W	
操作部	制御区分	区分	制御階数	～ ・ ～		
操作装置	設置場所	階	用途 (室名)	火災覚知の方法	受信機・非常電話その他	
起動装置	押ボタン・非常電話					
階別	スピーカ			ベル		
	W	W	計			
階	個	個	個	個		
計						
リモートマイク		個	カトリレー		個	
ベル	鐘径	個数	施設方法	音量	電圧	
	mm	個	埋込 露出	dB	AC V DC V	
非常電源	専用受電設備		電源系統図添付			
	蓄電池設備 (据置・内蔵)	種類	容量	電圧	充電方式	充電電流
		ニッケルカドミウム・鉛 密閉型・開放型	時間率 Ah	V	トリクル浮動 その他	mA
配線	電源回路	施工方法		使用電線	太さ	
		金属管工事	埋込露出		mm	
		ダクト工事	〃		mm	
	ケーブル工事	〃		mm		
	警報回路	施工方法		使用電線	太さ	
		金属管工事	埋込露出		mm	
ダクト工事		〃		mm		
ケーブル工事	〃		mm			
関連装置	自動火災報知設備・非常電話 その他 ()			警報音	電圧 音 鐘径 定格 AC・DC mm V mA	
工事者区分	電源・配線		機器取付			
備考						

(注) 様式に記入されている事項で該当するものは○でかこむこと。

別添2

漏電火災警報器着工届出書

年 月 日			
消防(署)長様			
届出者 住所 氏名			
設置の場所			
防火対象物の名称		業態	
工事 施工 者	住所	電話()	
	氏名 <small>(法人の場合は名称及び代表者氏名)</small>		
漏電 火災 警報 器	本体	製造者名・型式	
	変流器	1. 屋外 2. 屋内	1. 貫通形 2. 分割形
	音響装置	1. ブザー 2. ベル	設置場所 1. 守衛室 2. 管理人室 3.
着工予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

別添3

誘 導 灯 着 工 届 出 書

年 月 日				
消防（署）長 様 届 出 者 住 所 氏 名				
防火対象物	所在地			
	名 称		用 途	
	構 造	造 階	延 面 積	m ²
工事 施工 工者	住 所			
	氏 名 (法人の場合は名称 及び代表者名)			
区 分		A 級	B 級	C 級
避難口誘導灯	普通形	個	個（BH形 個）	個
	点滅形等	個	個	個
通路誘導灯	普通形	個	個（BH形 個）	個
	階段等	個（非常用照明装置 個）		
客席誘導灯		個		
信号装置等		有 ・ 無		
非常電源		蓄電池設備 ・ 自家発電設備		
誘導灯の消灯		有（裏面事項を明記のこと） ・ 無		
工事の種別	1 新設	2 増設	3 改修	4 移設
5 その他				
着工予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日	
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 正・副2通提出すること。

（表）

誘導灯の消灯に係る防火管理等について

● 自動点灯の場合

点 灯 方 式	
---------	--

● 手動点灯の場合

消 灯 す る 部 分	
消灯する誘導灯の種別	
消 灯 す る 時 間 帯	
点 滅 器 等 の 場 所	
消 灯 操 作 責 任 者	
誘 導 灯 の 消 灯 に 伴 う 防 火 管 理 等	

(裏)